

公立はこだて未来大学受託研究取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人公立はこだて未来大学（以下「本学」という。）における、受託研究に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 受託研究は、本学の教育研究や社会貢献上有意義であり、かつ、本来の教育研究や社会貢献に支障の生じるおそれがないと認められる場合に限り、行うものとする。

(定義)

第2条 この要綱において受託研究とは、本学が個人を含む学外の機関（以下「学外機関」という。）から委託を受けて行う研究および本学の教員が学外機関の実施する公募に応募し採択された場合に行う研究で、これに要する研究経費を、学外機関が負担するものをいう。

2 この要綱において研究代表者とは、本学の研究組織を代表し、計画の取りまとめを行うとともに、研究の推進に関し責任を持つ本学の教授、准教授、講師または助教をいう。

(受託研究に要する経費)

第3条 受託研究に要する経費は、以下の費用の合計をもって算出する。

(1) 謝金、旅費、消耗品費、備品購入費等の受託研究遂行に必要な直接経費

(2) 前号以外に必要となる間接経費

2 間接経費は直接経費の15%に相当する額とする。

3 学外機関は、直接経費および間接経費を負担するものとする。

(受託研究の申込み)

第4条 受託研究の申込みをしようとする学外機関の長は、あらかじめ本学の研究代表者と協議のうえ、受託研究申込書（様式第1号）を公立大学法人公立はこだて未来大学理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

(受託研究の決定)

第5条 理事長は、前条の申込みがあった場合には、公立はこだて未来大学社会連携センター長（以下「センター長」という。）を経由して、公立はこだて未来大学社会連携センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の審議により受託研究の受入れの可否について決定するものとする。

2 理事長は、前項の規定による審査結果についてセンター長から報告があった場合には、学外機関の長に対し、受託研究承諾・不承諾決定通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

3 前項の運営委員会の審査により、受入れについて了承が得られた受託研究の研究代表者は、受託研究計画書（様式第3号）をセンター長に提出しなければならない。

（受託研究の契約）

第6条 理事長は、受託研究の受入れを決定したときは、速やかに学外機関の長との間に受託研究に関する契約を締結するものとする。

2 理事長は、前項の規定により契約を締結するときは、受託研究契約書（様式第4号）を標準として契約書を作成しなければならない。

（受託研究費の納付）

第7条 学外機関は、理事長が発する請求書（様式第5号）に基づき、納付期限までに受託研究費を納付しなければならない。

（受託研究に要する設備）

第8条 受託研究に要する経費により取得した設備は、本学に帰属するものとする。

2 本学の所有に属する施設・設備の使用については、本学の教育研究や社会貢献が優先するものとする。

3 本学は、受託研究の遂行に必要な場合には、学外機関の所有に係る設備を受入れることができるものとする。

（受託研究の中止または契約内容の変更）

第9条 受託研究は、学外機関から一方的に中止することができない。

2 研究代表者は、受託研究を中止し、または契約内容を変更する必要があるときは、直ちに理事長に報告しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による報告を受けたときは、センター長を経由し

て運営委員会に諮り、その審議結果に応じて学外機関の長と協議するものとする。

- 4 受託研究を中止した場合において、学外機関が負担した既納の受託研究に要する経費の額に不用が生じたときは、不用となった額の範囲内でその全部または一部を学外機関に返還することができるものとする。

(知的財産権の帰属)

第 10 条 受託研究の結果、工業所有権等の知的財産権が生じた場合には、その権利は、原則として本学に帰属するものとする。

(受託研究の完了)

第 11 条 研究代表者は、受託研究終了後速やかに、受託研究完了報告書(様式第 6 号)を理事長に提出しなければならない。

(研究成果の公表)

第 12 条 受託研究による研究成果は、相手方の了解を得たうえで、原則として公表するものとする。

- 2 前項における公表の時期および方法については、理事長と学外機関の長との間で協議の上、定めるものとする。

(適用除外)

第 13 条 国・地方公共団体または法律により設置された特殊法人もしくはこれら団体から委託・補助等を受けた他の機関および理事長が特に認めた機関と受託研究を実施する場合には、理事長は、この要綱の全部または一部の適用を除外することができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。